

アルゴリズム・データによる差別と その法的統制

九州大学法学研究院 准教授

成原 慧

自己紹介

九州大学法学研究院准教授。専門は情報法。
インターネット上の表現の自由、プライバシー、個人情報保護、人工知能（AI）に関する法的問題などについて研究している。
主な著作に、『表現の自由とアーキテクチャ』（勁草書房、2016年）、『プライバシーなんていらない！？』（共訳、勁草書房、2017年）、『ナッジ！？』（共著、勁草書房、2020年）、『個人情報保護法コンメンタール』（共著、勁草書房、2021年）、『テクノロジーと差別』（共著、解放出版社、2022年）など。

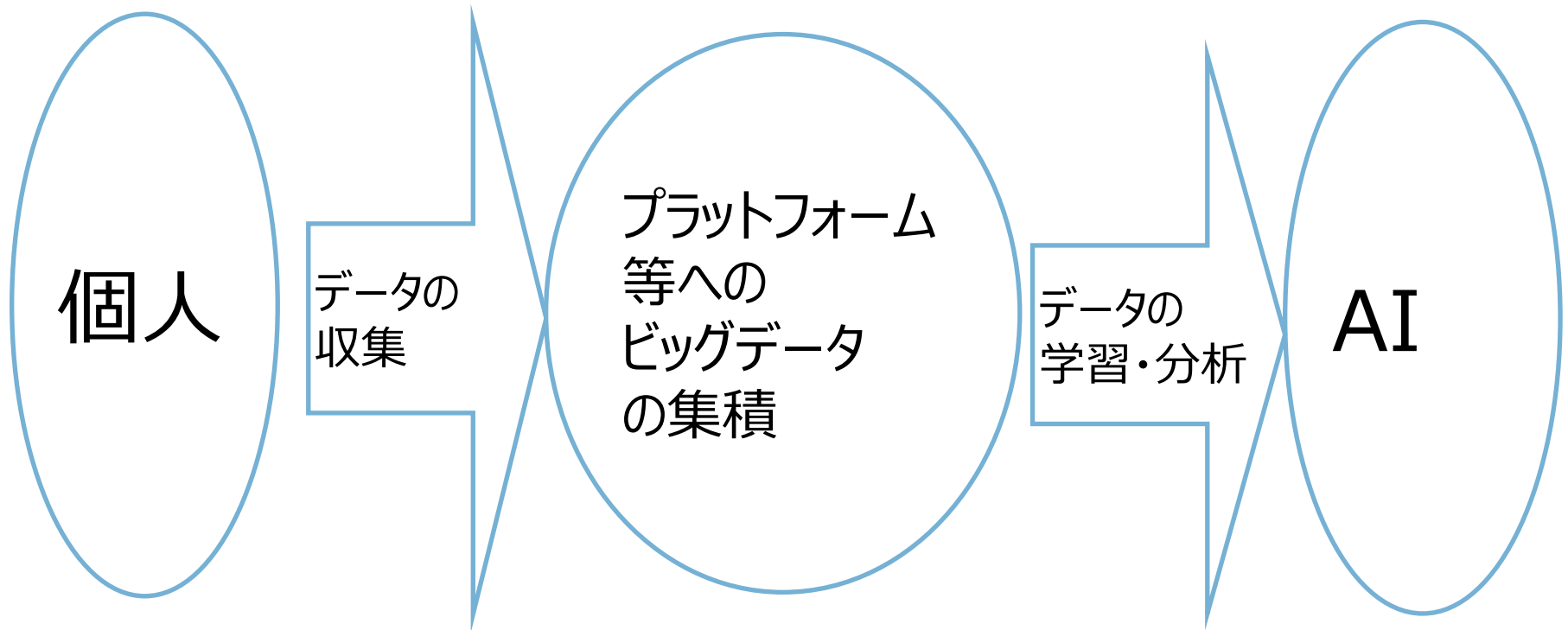
はじめに

今日では、社会生活や経済活動の多くの場面でアルゴリズムやデータが活用されるようになってきている。アルゴリズムやデータの活用により、消費者に最適なサービスが提供されるなど、さまざまな便益が期待されている。

他方で、AIにより女性やマイノリティの人々に不公平な判断が行われるなど、アルゴリズムやデータによる差別のリスクも懸念されている。

そこで、本報告では、アルゴリズム・データによる差別の要因を整理した上で、アルゴリズム・データによる差別を防止するための法的統制のあり方について検討したい。

プラットフォームによるデータの集積とAIへの利用



アルゴリズム・データによる差別の要因

I アルゴリズムの設計の問題

- ① 差別的な意図によるアルゴリズムの設計
- ② アルゴリズムの設計による意図せざる差別

II 学習するデータの問題

- ① データの代表性
- ② 既存のバイアスの再生産
- ③ 不正確な予測による差別

◆ FTC Report, Big data: A Tool for Inclusion or Exclusion? (2016)

III 属性に基づく判断に起因する差別

◆ 山本龍彦「ロボット・AIは人間の尊厳を奪うか？」弥永真生 = 穴戸常寿（編）『ロボット・AIと法—ロボット・AI時代の法はどうなる』（有斐閣、2018年）86頁以下参照）

アルゴリズム・データによる差別の法的統制

- 憲法の平等原則とその私人間適用に関する判例
 - 憲法14条
 - 日産自動車事件（最判昭和56年3月24日民集35巻2号300頁）等
 - 医学部女子受験生差別事件等
- 労働法による規制
 - 労働基準法3条
 - 男女雇用機会均等法5条・6条
- 業法による規制
 - 電気通信事業法6条
- 個人情報保護法による規制
- AIのリスクに対応した新たな立法
 - EU AI規則案

アルゴリズム・データによる差別の法的統制

- 憲法 14 条 1 項 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
- 民法 2 条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。
- 民法 90 条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。
- 労働基準法3条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。
- 電気通信事業法6条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

1-7. 個人情報保護法の全体像

憲法・判例

(第13条：個人の尊重等、第21条：通信の秘密等、第35条：住居の不可侵)

個人情報保護法・政令・規則 [基本法]

(1～3章：基本理念、国及び地方公共団体の責務等・個人情報保護施策等)

個人情報の保護に関する基本方針

(個人情報保護施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、官民の幅広い主体に対し、具体的な実践に取り組むことを要請)

個人情報保護法・政令・規則

(4・8章ほか：個人情報取扱事業者等の義務等、罰則 等)

【対象】民間事業者 ※一部の独立行政法人等を含む。

ガイドライン

Q&A

民間部門 [一般法]

個人情報保護法・政令・規則

(5・8章ほか：
行政機関等の義務等、罰則 等)

【対象】行政機関（国）・独立行政法人等

ガイドライン・事務対応ガイド

Q&A

公的部門 [一般法]

個人情報 保護条例

地方公共団体の機関
地方独立行政法人

令和3年改正法
(令和5年4月施行)

注1 個人番号（マイナンバー）や医療分野等においては、上記一般法に優先して適用される**特別法**も遵守する必要。

注2 金融関連分野、医療関連分野や情報通信分野等の**特定分野**においては、上記ガイドライン等のほか、当該分野ごとのガイドライン等も遵守する必要。

注3 民間部門においては、対象事業者に対する苦情処理、情報提供や指導等を行う**認定個人情報保護団体**に対し、対象事業者における個人情報等の適正な取扱いに関する自主的なルール（**個人情報保護指針**）を作成する努力義務があり、対象事業者は当該指針も遵守する必要。

注4 EU及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データについては、上記法令及びガイドライン等のほか、**補完的ルール**も遵守する必要。

個人情報保護法の目的

- 個人情報保護法 1 条 「……個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護すること」
 - 個人の権利利益とは何か？
- 基本理念（3条）「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」
 - 憲法13条（個人の尊重原理）との接続

個人情報保護法の目的

□ 「個人の権利利益」の内容

- プライバシー
- 差別の防止
- データによる選別からの保護
- その他さまざまな人格的・財産的な権利利益

- ◆ 園部逸夫＝藤原静雄（編）『個人情報保護法の解説〈第三次改訂版〉』60頁（ぎょうせい、2022年）
- ◆ 富安泰一郎＝中田響（編著）『一問一答 令和3年改正個人情報保護法』98頁（商事法務、2021年）
- ◆ 高木浩光、小泉真由子「高木浩光さんに訊く、個人データ保護の真髄 ーいま解き明かされる半世紀の経緯と混乱」Café JILIS（2022年3月18日）

個人情報保護法の目的

□ GDPRの目的

- 「自然人の基本権および自由、特に個人データの保護に対する権利を保護」（1条2項）
- データ保護は、差別を受けない権利の保護にも資する。

□ 公民権としてのプライバシーと米国データプライバシー法案

- 公民権としてのプライバシー
- 2022年6月 米国データプライバシー保護法案

要配慮個人情報保護

- 要配慮個人情報：「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」（2条3項）
 - 取得には原則として本人同意が必要（20条2項）
 - 第三者提供のオプトアウト手続の対象外（27条2項）

プロファイリングをめぐる問題

- プロファイリングの定義：自然人と関連する一定の個人的側面を評価するための、特に、当該自然人の業務遂行能力、経済状態、健康、個人的嗜好、興味関心、信頼性、行動、位置及び移動に関する側面を分析又は予測するための、個人データの利用によって構成される、あらゆる形式の、個人データの自動的な取扱い（GDPR4条(4)、個人情報保護委員会訳参照）。

- GDPRにおけるプロファイリング規制
 - プロファイリングを含む個人データの取扱いに対する異議申立権（GDPR21条）
 - プロファイリングを含む自動化された意思決定に服さない権利（GDPR22条）。

プロファイリングをめぐる問題

□個人情報保護法ガイドラインの一部改正（令和3年8月）

- ・「例えば、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、個人情報取扱事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない。」
- ・【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】
- ・事例1)「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」
- ・事例2)「取得した行動履歴等の情報を分析し、信用スコアを算出した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします。」

◆個人情報保護委員会「個人情報保護法ガイドライン（通則編）」32頁（令和4年9月一部改正）

令和2年改正による不適正な利用の禁止など

- 不適正な利用の禁止：「違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用」することを禁じる（19条）。
- 利用停止等の個人の請求権の拡充：不正取得や目的外利用の場合に加え、「本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」も対象に加える（35条5項）。

令和2年改正による不適正な利用の禁止規定等の導入

- 事例2) 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報（例：官報に掲載される破産者情報）を、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開する場合
- 事例5) 採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用する場合
 - ◆個人情報保護委員会「個人情報保護法ガイドライン（通則編）」39頁（令和4年9月一部改正）

新・破産者マップ事件

- 個人情報保護委員会「破産者等の個人情報を違法に取り扱っている事業者に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」（令和4年11月2日）
- 運営者に対し個人データの提供停止を命令
- 「本件ウェブサイトでは、破産手続開始決定又は民事再生手続開始決定を受けた個人の氏名及び住所といった個人データ（個人情報）が、不特定多数の者による当該個人に対する財産的・人格的差別が誘発されるおそれがあることが十分に予見できるにもかかわらず、インターネット上に公開されている地図データと紐付けられる形で表示されており、もって、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報が利用されていることから、個人情報保護法第19条に違反する事実がある。」

論点

- 個人情報保護法の（中核的な）目的は何か？
- プライバシーとデータ保護は峻別すべきか、それとも連続性を認めるべきか？
- 古典的な差別とデータによる選別の異同
- 差別・選別の主体は誰か？
- 関連性（relevance）の有無をいかに判断すべきか？
- 表現の自由との調整のあり方（報道機関等の適用除外）

論点

- アルゴリズム・データによる差別から個人を保護するために個人情報保護法だけで十分か？
- 個人の権利利益の侵害（差別など）を予防するルールとしての個人情報保護法
- 実際に差別が生じた場合には別途救済が必要
- 私法（民法90条、709条等）による救済と憲法の平等原則の参照のあり方
- 業法による事前・事後規制のあり方
- 新たな立法の必要性？
 - ◆ 成原慧「『AIによる差別』にいかに向き合うか」宮下萌（編）『テクノロジーと差別』（解放出版社、2022年）

論点

- アルゴリズム・データによる事業者に対する差別にいかに対応するか？
- 独占禁止法（優越的地位の濫用（2条9項5号ハ）、取引条件等の差別取扱い（2条9項6号イ））による対応
 - ✓ 食ベログ事件東京地裁令和4年6月16日判決
- 特定プラットフォーム透明化法による対応：経済産業大臣による特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性についての評価（9条2項）、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の自主的な向上（9条6項）
- 新たな立法の必要性？

論点

□ 個人と法人との間の地位・性質の相違

- 個人の保護
- 法人を含む事業者の保護

□ 2つのfairnessの関係

- 反差別法におけるfairness（公平）
- 競争法におけるfairness（公正）

□ デジタル社会におけるFairnessと「差別」概念の問い直し

- 何がfairなのか？
- 何が不当な差別に当たるのか？